

Sマーク認証の対象製品、認証基準と追加基準の考え方

電気製品認証協議会

Sマーク認証における対象製品、認証基準と追加基準の考え方は、以下のとおりとする。

1. 対象製品

Sマーク認証における対象製品は、次のとおり。

- (1) 電気用品安全法（以下、「電安法」という。）対象製品
- (2) 電安法対象外製品（低電圧電源（100V未満）機器、電池を電源とする機器、及び定格等から電安法の対象とならない機器等）
- (3) 電気製品に使用する部品類

2. 認証基準

Sマーク認証における認証基準は、次のとおり。

- (1) 電安法技術基準及び解釈通達された整合規格
- (2) 当該製品のIEC規格または安全JIS規格
- (3) 電気製品認証協議会（以下、「協議会」という。）として制定した「追加基準」
- (4) その他、申請者と認証機関が合意した基準（他法令や業界団体基準等を参考に作成）

また、Sマーク認証はモデル毎の認証とし、「製品試験」、「初回工場調査」及び「定期工場調査のフォローアップ」を実施する。なお、必要により「初回ロット検査」を実施する。

（備考）上記2.（1）は技術基準の性能規定化の法令改正施行日（2014年1月1日）より実施

3. 追加基準の考え方

(1) 背景・趣旨

重大製品事故等が発生し、国全体が安全・安心な社会づくりを目指している中であって、電気製品等の安全性に関するSマーク認証も、社会環境を踏まえて機動的に対応できる体制、特に社会ニーズに即した認証制度や基準づくりが求められており、社会的信頼性向上のための取組みがますます重要となっている。

このような背景下、Sマーク認証の認証基準については、従来の認証基準に加えて「追加基準」を制定している。

なお、この追加基準は事故防止だけではなく、新製品の出現や新技術の採用等の技術革新への対応として、技術基準の先行採用も求められており、また、事故情報は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「NITE」という。）の協力を得て推進する。

(2) 追加基準を検討する項目

- ① リコール・事故多発や新製品の出現・新技術の採用等によって社会問題化し、事故防止のための基準化が急務なもの（特に、原因が製品起因で設計不良（NITE事故原因区分

の A1) や事故件数の多いもの等)

- ② IEC 規格や安全 JIS 規格の制定・改定によるもの
- ③ 電安法技術基準改正の先行採用
- ④ その他 S マーク認証の目的を達成するために、安全対策上必要と判断されるもの

(3) 制定プロセス

- ① 認証機関で構成する S マーク認証機関連絡会で、事故防止と国際整合性等の観点から追加基準の制定の必要性を検討
- ② 認証機関が追加基準の原案を作成
- ③ 関連工業会とコンセンサスを得ながら、協議会の「基本問題専門部会」で審議、承認（実施時期や経過措置等を含む）
- ④ 新たに制定された追加基準は認証機関から認証取得者に周知徹底を図るとともに、協議会 HP で公表

なお、基本問題専門部会は年数回開催して、新たな追加基準制定の必要性や進捗状況の確認等を随時実施する。併せて、経済産業省等行政当局と事前協議を行う。

4. その他

(1) 電安法対象外製品の認証状況の HP 公表

S マーク認証は電安法対象製品を中心に運用されているが、特に電安法対象外製品の認証状況について定期的に認証機関への調査を実施して、認証製品と認証基準を協議会 HP で公表する。(2009 年 12 月より実施)

(2) S マーク認証製品のリコールへの対応

最近、事故防止のために製品をリコールする事例が多く見られるが、S マーク認証製品がリコールされた場合は、認証機関が事実関係と是正内容を調査し、定期工場調査時等に確認するとともに、追加基準制定の必要性を検討する。

以 上